

令和2年度認知症対応型サービス事業開設者研修

開催要綱

1 目 的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の代表者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得することにより、認知症高齢者に対する介護サービスや事業運営の充実を図ることを目的とします。

2 実施主体

福岡県

3 実施機関

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

4 期 日

1日目 令和3年2月3日(水)

2日目 令和3年2月4日(木)

5 会 場

クローバープラザ 西棟5階 502研修室

春日市原町3-1-7

6 定 員

30名

定員に達し次第、締切らせていただきます。

定員超過等で受講をお断りする場合は、その旨本会から連絡します。

7 受 講 料

6,000円

8 受講対象者

福岡県内(福岡市及び北九州市内の事業所は除く)の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の法人代表者。

本研修の受講にあたっては、別添「認知症介護研修の受講要件について」を御参照ください。

受講申込者の資格について、御不明な点がある場合は、市町村介護保険担当課(広域連合の場合は本部)にお問い合わせください。

9 研修内容

別添カリキュラムを御参照ください。

10 受講申込みについて

(1) 申込関係書類の提出方法

別紙及び受講申込書に必要事項を記入のうえ、各市町村介護保険担当課に提出してください。

(2) 市町村介護保険担当課への提出締切日

令和2年12月4日(金)必着

締切後は受けられません。

11 受講者の決定について

各市町村介護保険担当課から提出のあった受講申込書を確認後、受講者を決定し、決定通知及び振込用紙等を事業所に送付します。

12 修了証書について

カリキュラムの全科目を修了された方に対し、福岡県知事名の修了証書を交付します。

13 個人情報の取扱いについて

「受講申込書」に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに利用させていただきます。

14 天災等の災害による研修の延期等について(ホームページの掲載について)

(1) 天候不良等のため研修の開催が危ぶまれる場合には、研修前日の17時までに本会研修課のホームページに延期する等のお知らせを掲載しますので、各自確認をお願いします。

(2) 施設等でのホームページ閲覧ができない方についてのみ、本会から受講申込書に記載の緊急連絡先に連絡を行いますので御記入ください。

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、研修を中止・延期する場合があります。
あらかじめ御承知おきください。

15 感染症予防対策について

(1) 研修参加にあたっては、職場の同僚や同居家族等の周辺においても、感染者又は濃厚接触者が発生していないか、咳・発熱・倦怠感等、風邪のような症状がないか確認いただき、研修当日は検温を行った上で研修会場へお越してください。

発熱や咳等の風邪症状がある方や体調不良の方は、受講を御遠慮ください。なお、受付時に健康状態の確認(同居家族を含む)をさせていただきますので、御協力をお願いします。

(2) クローバープラザ入館に際し、体温測定(サーモカメラ)及びマスクの着用が義務付けられています。御協力をお願いします。

(3) 消毒液の配置と研修会場の換気を行いますので、御協力をお願いします。

(4) 研修中は常にマスク着用の御協力をお願いします。

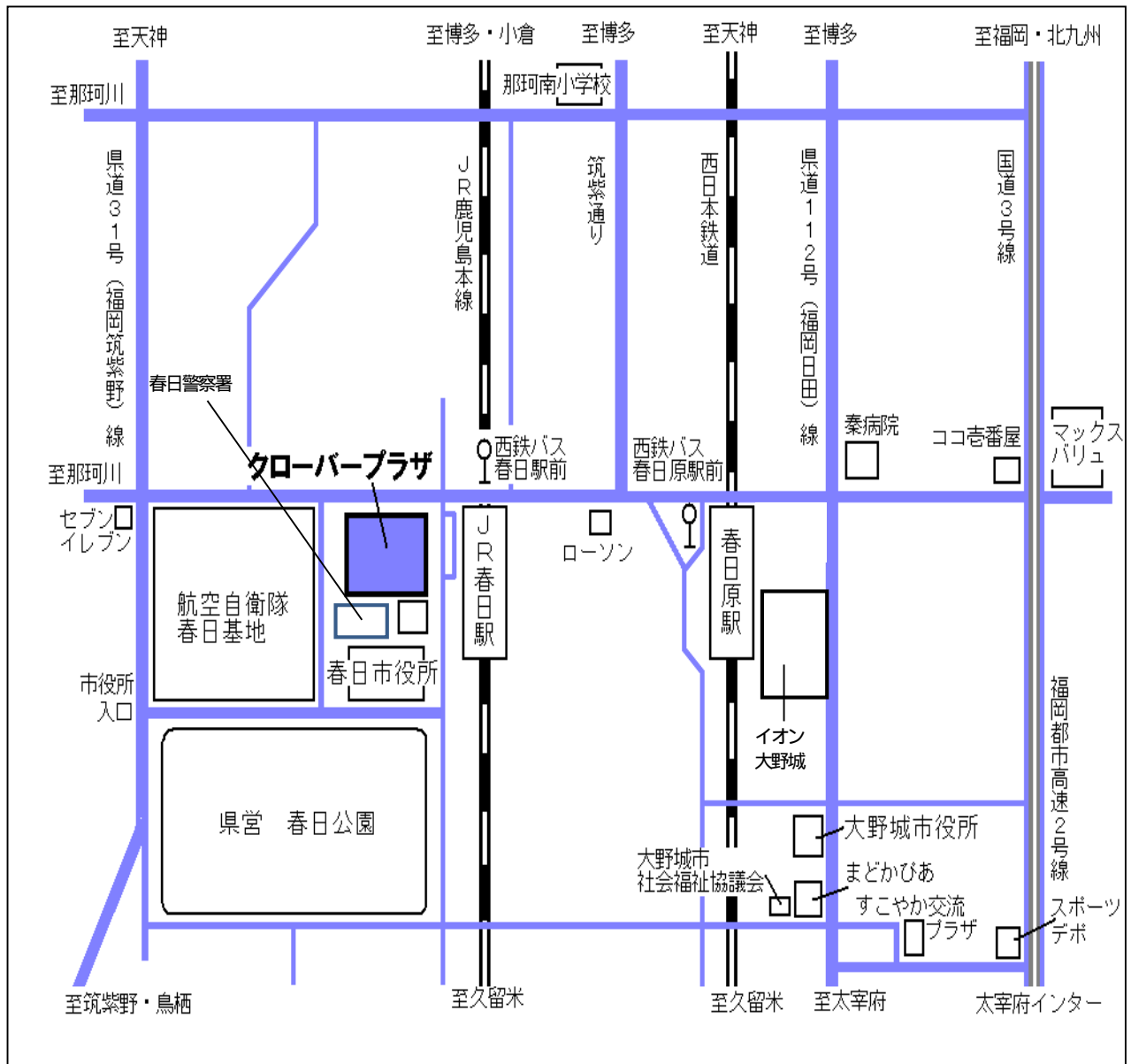
16 事務局

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 県民サービス部 研修課 担当 笠野、山本
〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ 東棟4階
TEL 092-584-3401 FAX 092-584-3402

17 その他

- (1) 主催者による駐車場の確保はできません。
- (2) 遅刻・早退は認められません。
- (3) 欠席による補講はありません。
- (4) 研修会場は、個人の状況に合わせた室内温度調整はできません。また、研修会場の換気を行いますので、温度調節が可能な上着等を準備し御参加ください。
- (5) 受講申込の内容に事実と異なる記載があった場合、受講取消を含めて厳正に対処いたします。

会場案内図 (春日市原町3 - 1 - 7)



J R春日駅前

西鉄春日原駅から徒歩8分

春日公園への駐車は、公園利用者の妨げとなりますので御遠慮ください。

認知症介護研修の受講要件について

指定地域密着型サービスの指定・運営基準に規定される研修について

	認知症対応型 共同生活 介護事業所 (グループ ホーム)	小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機 能型居宅介護 事業所	認知症対応型 通所介護事業所 (認知症デイ)	受講免除(みなし措置)について [注意] 介護保険法に基づき当該事業所を「指定」する際に、 下記「みなし措置」を適用するかは各保険者(市町村)の判断によります。 必ず事業所の所在する市町村(もしくは広域連合)に確認してください。
代表者	認知症対応型サービス事業 開設者研修				<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護実践者研修(H17実施分) 認知症介護実践リーダー研修(H17実施分) 認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17のみ実施) 旧痴呆介護実務者研修基礎課程(H13～H16実施) 旧痴呆介護実務者研修専門課程(H13～H16実施) 認知症(痴呆)介護指導者養成研修(H13より実施中) 認知症(痴呆性)高齢者グループホーム開設予定者研修(H16～H17実施) <p>上記いずれかの研修修了者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>
管理者	認知症介護実践者研修 + 認知症対応型サービス事業管理者研修				<p>・グループホーム</p> <p>平成18年3月31日までに「実践者研修」又は、「基礎課程」を修了した者であって、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者</p> <p>「認知症高齢者グループホーム管理者研修」(H17年度のみ実施)を修了した者</p> <p>上記 又は の要件をみたしている者はグループホームの管理者として既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない</p> <p>・小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 ・認知症対応型通所介護事業所</p> <p>平成18年3月31日までに「実践者研修」または、「基礎課程」を修了した者であって、平成18年3月31日の日に現に特養、老人デイサービスセンター、老健、グループホーム等の管理者の職務に従事している者は、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または認知症対応型通所介護事業所の管理者として既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。</p>
計画作成 担当者	認知症介護実践者研修 + 小規模多機能型 サービス等計画 作成担当者研修				なし

グループホームにおいて、短期利用共同生活介護サービスを実施するためには、実務者研修(専門課程)、実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修のいずれかを修了している職員が配置されていることが必要です。

根拠法令

「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成24年厚生労働省告示第97号)第34号

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日)

平成16年度までの認知症介護実務者研修(基礎課程・専門課程)修了者は、認知症介護実践研修の実践者研修・実践リーダー研修をそれぞれ修了したものとみなします。

平成17年度認知症高齢者グループホーム管理者研修修了者は、平成17年度認知症介護実践者研修を修了したものとみなします。

令和2年度認知症対応型サービス事業開設者研修 カリキュラム

受付は9:10から行います。

講義等の進行により、終了時間が変更になることがあります。

【1日目】2月3日(水)

クローバープラザ 西棟5階 502研修室

時間		プログラム(講義題・講師名等)
		受付
9:20		開会・オリエンテーション
9:30	150	【講義1】地域密着型サービスの取組 ~地域密着型サービスの目指すべき方向性~ 特定非営利活動法人 コレクティブ 代表 川原 秀夫 氏
12:00		昼食休憩
12:45	120	【講義2】認知症の人への基本的支援のあり方 認知症介護指導者 特別養護老人ホーム富の里 藤崎 陽子 氏
14:45		休憩
14:55	120	【実践報告】地域密着型サービスの取組を考える ~国の施策と地域が求めるサービスへ向けての事業展開~ 認知症介護指導者 グループホームみんなの家 山本 幹雄 認知症介護指導者 特別養護老人ホーム恵の家 花田 智加 認知症介護指導者 グループホームこすも 中島 健
16:55		閉会

【2日目】2月4日(木)

クローバープラザ 西棟5階 502研修室

時間		プログラム(講義題・講師名等)
		受付
9:30	90	【講義3】地域密着型サービスの指定基準について 久留米大学 文学部 社会福祉学科 教授 鬼崎 信好 氏
11:00		休憩
11:10	60	【講義4】家族の理解 ~認知症の人と家族の会福岡県支部の取組~ 認知症介護指導者 認知症の人と家族の会福岡県支部 世話人 中村 益子 氏
12:10		昼食休憩
12:55	120	【講義5】認知症高齢者の「権利擁護」・「高齢者虐待」・「リスクマネジメント」の考え方 翼・篠木法律事務所 弁護士 篠木 潔 氏
14:55		修了証書授与・閉会

(別紙)

令和 年 月 日

_____介護保険担当課長 様
(市町村を記入)

法人名 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

令和2年度認知症対応型サービス事業開設者研修
受講申込書の提出について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、標記研修の受講申込に伴い別添のとおり必要書類を提出いたします。
つきましては、記載内容を御確認いただき、貴職から福岡県社会福祉協議会長
あて提出いただきますようお願い申し上げます。

担当者 _____

TEL _____

FAX _____

市町村介護保険担当課に提出してください。

令和2年度認知症対応型サービス事業開設者研修 受講申込書

令和3年2月1日現在で御記入ください。

受講希望者	ふりがな				性別	男・女
	氏名					
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	(歳)
	住所	(〒 -)				
所属等	法人名					
	事業所名					
	所在地	(〒 -) TEL () FAX () 決定通知等の文書を送付します。 <u>上記と異なる場合のみ</u> 下記に御記入ください。 宛名： 住所：(〒 -)				
	現在の役職		現在の役職の 経験年数		年	ヶ月
認知症対応型サービス事業について	事業の種別 (いづれかを で囲んで ください)	・指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 ・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	開設時期等 (いづれか 御記入 ください)	【開設済み】 開設(指定)日 平成・令和 年 月 日 就任(予定)日 平成・令和 年 月 日 ----- 【開設予定】 開設予定日 令和 年 月 日 就任予定日 令和 年 月 日				
福岡県社協のホームページを閲覧できない方の緊急連絡先 ホームページを閲覧できない方のみ緊急連絡先をお知らせください。						
緊急連絡先 電話番号 ()						